

文部科学省新型インフルエンザ等対策本部

平成17年11月14日
 文部科学大臣決定
 平成20年8月19日一部改正
 平成21年4月30日一部改正
 平成27年10月1日一部改正
 平成28年4月1日一部改正
 平成30年10月16日一部改正
 令和元年8月1日一部改正
 令和2年1月31日一部改正
 令和2年3月26日一部改正

- 1 文部科学省として、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）の発生に伴う事態に適切かつ迅速に対処するため、文部科学省新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を置く。
- 2 対策本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

本 部 長	文部科学大臣
本部長代理	文部科学副大臣（学校健康教育担当）
副 本 部 長	文部科学大臣政務官（学校健康教育担当）
副 本 部 長	事務次官
	文部科学審議官
	大臣官房長
	総合教育政策局長
	初等中等教育局長
	高等教育局長
	研究振興局長
	国際統括官
	総括審議官
	サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
	スポーツ庁次長
	文化庁次長
	大臣官房人事課長
	大臣官房総務課長

- 3 対策本部の庶務は、初等中等教育局健康教育・食育課等関係課の協力を得て、大臣官房総務課において処理する。
- 4 対策本部の下に、別添の文部科学省新型インフルエンザ等対策作業部会を設置する。
- 5 前各号に定めるもののほか、対策本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

文部科学省新型インフルエンザ等対策作業部会

- 1 文部科学省として、新型インフルエンザ等の発生に伴う事態について関係局課の連絡を緊密にし、対応策等を検討するため、次に掲げる構成員による文部科学省新型インフルエンザ等対策作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。作業部会については必要に応じて構成員を追加することができる。

主査	大臣官房長
副主査	総括審議官
副主査	サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
構成員	大臣官房人事課長
	大臣官房総務課長
	大臣官房文部科学広報官
	大臣官房会計課長
	大臣官房政策課長
	大臣官房国際課長
	総合教育政策局政策課長
" 教育改革・国際課長	
" 男女共同参画共生社会学習・安全課長	
初等中等教育局初等中等教育企画課長	
" 教育課程課長	
" 健康教育・食育課長	
高等教育局高等教育企画課長	
" 医学教育課長	
" 学生・留学生課長	
研究振興局研究振興戦略官	
スポーツ庁 政策課長	
文化庁 政策課長	

- 2 作業部会の庶務は、初等中等教育局健康教育・食育課等関係課の協力を得て、大臣官房総務課において処理する。